



--- 2024/10/28 ---

おおいた産保メールマガジン 第316号

発行者:大分産業保健総合支援センター



Oita



◆◇+.....<目次>.....+◆◇

◆◇◆ お知らせ ◆◇◆

■ 「令和7年度産業医学基本講座」の受講案内について(産業医科大学)

■ 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。(厚生労働省)

■ 過労死等防止対策推進シンポジウム(大分会場)のご案内(厚生労働省)

■フリーランス・事業者間取引適正化等法のポイント(大分労働局)

◆◇◆ 令和6年度産業保健研修会のご案内 ◆◇◆

◆◇+.....+◆◇

◆◇◆ お知らせ ◆◇◆

■ 「令和7年度産業医学基本講座」の受講案内について(産業医科大学)

産業医科大学から標記講座の受講案内をいただきましたので、皆様へお知らせします。

本講座のすべての科目を履修した医師の方には「産業医科大学産業医学ディプロマ」が授与され、労働安全衛生法に基づく「産業医」の資格が得られるとともに、日本医師会「認定産業医」の申請資格をはじめとする特典があります。

【願書提出期限】令和6年12月1日(日)~令和7年1月31日(金)

○ 受講案内リーフレット→

<https://oitas-johas.sakura.ne.jp/wp01/wp-content/uploads/2024/10/R7-kihonn.pdf>

○ 詳細と申し込み→ <https://www.uoeh-u.ac.jp/medical/training/course/kihonkoza.html>

■ 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。(厚生労働省)

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実

施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

【実施期間】 令和6年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

主な実施事項の中から「過重労働解消のためのセミナー」についてご紹介します。

#### ◆「過重労働解消のためのセミナー」

令和6年11月から令和7年1月にかけて「事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け」のセミナーを開催します。セミナー開催回数は、会場開催22回、オンライン開催25回です。

セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など「実務的に使える知識」を提供しますので、是非この機会をご活用ください。

○セミナー詳細と申し込み→ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

○リーフレット「知らなかったじゃ済まされない！でも！知ってよかった！」→

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/wp-content/uploads/2024/09/e0fc54ea1b16fa199a49eb2be1dee30a.pdf>

○厚労省ホームページ→

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

#### ■過労死等防止対策推進シンポジウム(大分会場)のご案内(厚生労働省)

日時 2024年11月5日(火)14:00~16:00(受付13:30~)

会場 全労済ソレイユカトリア 7階(大分市中央町4丁目2番5号)

[主催者挨拶] 大分労働局労働基準部

[基調講演] 「過労死・過労自殺予防のための法令順守のためにポストハラスメント防止法の今:あらためて過労自殺予防対策を考える」 天笠 崇 氏(静岡社会健康医学大学院大学 准教授)

[過労死ご遺族からの報告] 桐木弘子氏(東九州過労死等を考える家族の会 代表)

○詳細と申し込み→

[https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page\\_oita.html#:~:text=\[%E4%B8%BB%E5%82%AC%E8%80%85%E6%8C%A8%E6%8B%B6](https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_oita.html#:~:text=[%E4%B8%BB%E5%82%AC%E8%80%85%E6%8C%A8%E6%8B%B6)

○全国のシンポジウム一覧→ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/index.html>

#### ■フリーランス・事業者間取引適正化等法のポイント(大分労働局)

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため

① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と



〒870-0046 大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

TEL:097-573-8070 FAX:097-573-8074

<https://oitas.johas.go.jp> / E-mail: [info@oitas.johas.go.jp](mailto:info@oitas.johas.go.jp)

